

入札説明書  
クリエイター等の活動基盤強化  
「文化芸術活動に関する法的問題について  
よくあるご質問」の図案化事業

## 入札説明書

文部科学省の委託契約に係る入札公告（令和6年11月29日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

### I 入札及び契約に関する事項

#### 1 契約担当官等

(1) 支出負担行為担当官 文化庁次長 森田 正信  
(2) 所属部局名 文化庁  
(3) 所在地 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

#### 2 委託内容

(1) 事業の名称等 クリエイター等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業  
(2) 事業内容等 別冊仕様書による。  
(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日  
(4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

(1) 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1を参照）  
(2) 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。  
また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。  
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。  
(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。  
(4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者

が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。)

(5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA~D等級に格付けされている者であること。令和6年度の資格を申請中で開札日の時点で資格を取得していない場合は、入札書等受領期限までに令和6年度の資格審査結果通知書の写しを提出すること。その場合には、後日、契約締結時までに、令和6年度の資格を提出すること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

#### 4 入札書等の提出場所等

(1) 入札書及び総合評価のための書類等の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室  
TEL 03-5253-4111 内線 3120  
E-mail:kibankyo@mext.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所  
令和6年12月4日(水) 14:00~ オンライン(Zoomを利用)  
オンライン(Zoomを利用)  
説明会の参加に当たっては事前登録が必須である。参加を希望する場合は  
(1)の宛先にE-mailにて氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること(申請〆切令和6年12月4日 12:00)。  
なお、応札にあたり、本説明会への参加は任意である。

(3) 入札書等の受領期限  
令和6年12月20日(金) 12:00まで  
上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

(4) 入札書等の提出方法  
競争加入者等は、本入札説明書、別冊の仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

① 競争加入者等は、別紙1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「1月9日開札[「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業]の入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※(1)に記載の部署名を漏れなく記載すること。  
※(3)の受領期限必着とするため留意すること。  
※郵送上またはメール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

(ア) 入札件名  
(イ) 入札金額  
(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及

び代表者の氏名)

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

- ③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙3の誓約書を提出しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等は提出を要しない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
- ⑩ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ⑬ 上記（4）の⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない）

(6) 入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年1月9日 14:00～ 文化庁入札室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

## 5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ③ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business\\_jinken/dai6/siryou4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf)）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等（以下「技術等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者をもって落札者とする。  
なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。  
また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

⑤ 総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(7) 本件業務の検査等

① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

## II 技術及び総合評価に関する事項

### 1 本件業務の仕様

本件業務の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。

## 2 総合評価に関する事項

### (1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

### (2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別冊の仕様書及び総合評価基準によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。また、必須とする項目で最低限の要求要件以上の部分及び必須とする項目以外の項目については、総合評価基準に基づき項目毎に評価する。

### (3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に基づき行われる。

### (4) 評価方法

① 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

② 技術等に対する得点は、必須とする項目で最低限の要求要件以上の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、総合評価基準によって前記2の(3)で示される得点配分に従い得点が与えられる。

③ 前記①と②の得点の合計により評価する。

### (5) 総合評価のための書類

総合評価のための書類については、別紙1に示された書類及び部数を入札書とともに提出するものとする。

### (6) 仕様書等の照会先

別冊仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室

TEL 03-5253-4111 内線 3120

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

別紙2 入札書（様式）・委任状（様式）

別紙3 誓約書

別冊 仕様書

別冊 総合評価基準

別冊 契約書（案）

別冊 委託要項

別冊 委託要領

## 別紙1

### 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

(部数は紙媒体の場合に限る)

#### 1. 競争参加資格の確認のための書類

(1) 文部科学省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し… … 1部  
※審査結果通知書の写しの提出が間に合わない場合は調達ポータル上の有資格者詳細の写し（後日、契約締結までに審査結果通知書の写しを提出すること）  
(2) 誓約書（別紙3） … 1部

#### 2. 総合評価のための書類

(1) 技術提案申請書（様式1） … 1部  
(2) 技術提案書（様式2～5） … 1部  
(3) 評価項目及び評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知のある場合は、その写し … 1部  
(4) 評価項目及び評価基準にある「賃上げを実施する企業に関する指標」における従業員への賃金引上げ計画の表明書がある場合は、その表明書 … 1部  
(5) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等） … 1部  
(6) 最新の財務諸表等の資料 … 1部  
(7) 参考見積書 … 1部

※参考見積書には必ず積算内訳を明示し、積算内訳についてもできる限り「〇〇一式」などとは記載せず、各内訳事項の具体的な数量、単価を明記するよう努めること。

（参考見積書記載例）

項目	数量	単価	金額
件名：〇〇〇			
1. □□□□			
①××××	△△人工	△△△	△△△
②××××	△△人工	△△△	△△△
2. 〇〇〇			
①××××	△△人工	△△△	△△△
小 計			△△△
消費税等			△△△
合 計			△△△

(8) (1)～(7)の電子ファイル ((3)、(4)については、該当する場合) … 1式

## 委託契約書(案)

支出負担行為担当官文化庁次長 森田 正信(以下「甲」という。)と《受託者を記入》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

### (実施する委託業務名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- (1) 委託業務名 クリエイター等の活動基盤強化 「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業
- (2) 委託業務の内容及び経費 (別添) 業務計画書のとおり。ただし、第10条による変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日

### (委託業務の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項や業務計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### (委託費の額)

#### 【契約の相手方が課税事業者の場合】 【単一税率の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、○、○○○、○○○円(うち消費税額及び地方消費税額○○、○○○円・消費税率10%)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### 【契約の相手方が課税事業者の場合】 【複数税率の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、○、○○○、○○○円(うち消費税率10%に係る金額は○、○○○、○○○円(消費税額及び地方消費税額○○、○○○円)、消費税率8%に係る金額は○○、○○○円(消費税額及び地方消費税額○○、○○○円))を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### 【契約の相手方が免税事業者の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、○、○〇〇、○〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

### 【任意団体と契約を結ぶ場合】

（実施体制の確保について）

第4条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため、乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帶して債務を負うものとする。

6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

（契約保証金）

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第6条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第8条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があつたものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第9条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があつたものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第10条 乙は、第28条に規定する場合を除き、（別添）業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額（※総額とするか各費目額とするかは事業による）の2割未満の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第12条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第14条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第15条 第13条の検査及び前条第1項の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第16条 甲は、第14条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令【※第5条で「契約保証金を納付させる場合」の条文を使用する場合は「予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)」と記載】第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

#### (過払金の返還)

第17条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第14条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利2.5%の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

#### (成果報告)

第18条 乙は、第14条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内に又は委託業務完了（廃止）報告書提出から60日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書1部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録を（以下「本著作物」という。）を甲に提出するものとする。

#### (著作物の提供)

第19条 甲は、乙に対し文部科学省が著作権を保有する以下の著作物（以下「本著作物」という。）を提供し、乙が委託業務に必要な範囲で本著作物を利用することを許諾する。

1 著作物名 図案化するFAQについて

#### (著作物の使用範囲)

第20条 乙が前条に基づき本著作物を利用できる期間は委託期間とし、第28条により契約が解除された場合においては契約解除日までとする。

2 乙は、本著作物の利用にあたり、委託業務の目的以外に一切利用してはならない。

3 乙は、本著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより著作物（以下「二次的著作物」という。）を創作する場合には予め甲の書面による承認を得なければならない。

#### (第三者に対する提供等の禁止)

第21条 乙は、乙以外の第三者に本著作物を提供、貸付又は利用許諾してはならない。

2 前項にかかわらず、乙は、第8条第2項により甲の承認を受けている者（以下「再委託者」という。）に委託契約条項に掲げる範囲内で本著作物を提供することができる。

#### (権利義務譲渡の禁止)

第22条 乙は、本委託契約から生じる権利及び義務を第三者に譲渡、また担保に供してはならない。

#### (本著作物及び本著作物の複製物の返却)

第23条 乙は、第19条に基づき甲から提供された本著作物及び本著作物の複製物を第12条の報告とともに返却するものとする。

(複製した著作物の処分)

第24条 乙は、本著作物を複製した場合は、第三者に漏洩しない適切な方法でその一切の複製物を第20条第1項の期間中、管理するものとし、第12条の報告までの間に処分しなければならない。

2 乙は、前項により本著作物の複製物を処分した場合は、第12条の報告とともに甲に報告しなければならない。

(二次的著作物について)

第25条 乙が委託業務において、本著作物にかかる二次的著作物を創作し又は、本著作物に依拠して新たな著作物を創作した場合、これらの著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については、甲に帰属するものとする。なお、第20条から第42条に規定する条項は、第19条から第25条について適用しない。

(成果の利用等)

第26条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第28条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第29条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第30条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第31条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第33条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第34条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確認する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確認する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第35条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第35条 甲は、第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、こ

れにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならぬ。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第36条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第37条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第38条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

第39条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかるわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出してもならない。

(疑義の解決)

第40条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4  
支出負担行為担当官  
文化庁次長 森田正信 印

(乙) 住所  
名称  
代表者役職、氏名 印

クリエイター等の活動基盤強化  
「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」  
の図案化事業

仕様書

令和6年11月29日

文化庁 文化経済・国際課

## 1 事業名

クリエイター等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業

## 2 目的

令和4年7月に公表し、令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の13頁では、「1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組」として、「適正な契約関係を構築していくためには、事業者等や芸術家等の努力だけではなく、行政が主体となった継続的な取組が欠かせない。文化庁は、例えば、各分野の団体等が行う研修会の開催、文化芸術分野に特化した契約に関する相談窓口の設置、芸術系の大学や専門学校での契約に関する講座の実施への支援等に取り組んでいくとともに、これらの取組等を通じて引き続き課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある。」とされており、契約関係の適正化を図る観点から「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設している。

文化芸術分野における契約や活動に關係して生じる問題やトラブル等について、よく寄せられる質問等については、「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」として文化庁HPに掲載しているが、現在掲載中若しくは掲載準備中のFAQのうち、芸術家等に特に知っておいて欲しい内容等について図案化を行い、必要な情報をわかりやすく発信することで芸術家等に係る取引の適正化につなげることが目的である（詳細については、別添の「図案化するFAQについて」を参照すること）。

## 3 成果物

成果物等については、令和7年3月31日（月）までに以下のとおり基盤室に提出すること。

図案化したFAQ及びカテゴリについては、データをDVD等に記録した上で、1枚提出すること。

## 4 委託契約期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

## 5 納入期限

令和7年3月31日（月）

## 6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化経済・国際課 文化芸術活動基盤強化室

## 7 業務内容等

本件において発注する業務内容は以下のとおり。

業務の実施に当たっては、隨時、文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室（以下「基盤室」という。）と十分調整を図りながら行うこと。

なお、受注者は、本件業務の実施に当たり必要となる一切の手続きを行うこと。

### ○「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化

①制作素材：基盤室が指定するFAQ及びFAQのカテゴリ（別添「図案化するFAQについて」参照）

#### ②成 果 物：

- ・図案化したFAQの原稿（文化庁のPCにて編集可能なデータ形式）
- ・図案化したFAQの原稿（HP掲載用）
- ・図案化したFAQの原稿（SNS投稿に適したサイズ、様式）
- ・図案化したFAQの原稿（A4で印刷できるサイズ）
- ・図案化したカテゴリの原稿（文化庁HPに掲載可能なデータ形式）

#### ③制作方法：

- ・FAQの図案化に当たっては、質問者と回答者による対話形式を原則として、解説している内容若しくはその文字情報を適宜図案化することで閲覧者の理解を促進する内容とすること。
- ・FAQの内容に応じ、適宜コマ割りを行うなど漫画形式の構成とすることを妨げない。
- ・原則として1つのFAQにつき、印刷した際に1枚（A4サイズで印刷可能）で収まる内容とするが、長文の解説を伴うFAQについては、複数枚となることを妨げない。
- ・デザインやコンセプト等が統一されていること。少なくとも各カテゴリは統一されたデザインやタッチで構成されていること。
- ・絵コンテ（漫画制作におけるネーム）が出来た段階で、文化庁にてリーガルチェックを行う。
- ・リーガルチェックを経た内容から仕上げを行うこと。

## 8 所有权、著作権等

(1) 本契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって文化庁に移転するものとする。

(2) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって文化庁に譲渡されるものとする。

また、受注者は、文化庁に対し、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

(3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、成果物を引き渡す前に当該著作物を特定し、書面により文化庁に報告すること。

また、受注者は、文化庁が当該著作物を何らの権利及び期間制限を受けることなく

無償で利用できるよう、その権利処理の一切を受注者の負担をもって行い、文化庁に対し、当該権利処理の証左となる書面を成果物の引渡し時までに提出すること。

なお、第三者が権利を有する著作物を文化庁が受注者に対し利用するよう指示した場合は、この限りではない。

(4) 受注者は、成果物が第三者の著作物等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(5) 成果物に係る著作権の譲渡の対価は、本件の契約金額に含まれるものとする。

(6) 受注者は、成果物の一部の利用を希望する場合、書面をもって事前に文化庁の承認を得なければならない。

(7) 本事業に関し、文化庁又は受注者に第三者との間で著作権等の知的財産権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら文化庁の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、文化庁及び受注者は、当該紛争の事実を知った時は、速やかに相手方に対し通知するものとする。

## 9 実施体制等

(1) 受注者は、事業遂行に必要な人員を確保した上で、組織体制を整備すること。また、事業従事者は十分なスキルを有する者を確保すること。

(2) 事業の実施に当たっては、本事業に関する委託実施要項、文化庁委託業務実施要領の記載内容を遵守した体制とすること。

## 10 二次使用について

(1) 本件広報業務の実施目的に鑑み、文化庁における広報のみならず、関係省庁、地方公共団体及び政府関係機関から二次利用の要望があった場合は、積極的な活用を考えているところであり、著作権等の扱いについては、特段の事由がない限り、「8 所有権、著作権等」に記載されているとおりとする。

(2) 本件業務に使用する目的で作成した素材については、本件業務以外に、文化庁が関連する広報を実施する場合は、文化庁が別途調達する媒体等でも活用できるようにすること。

## 11 その他

(1) デザイン等を作成する場合は、原則として Adobe Illustrator 及び Adobe InDesign を使用するとともに、図案等が著作権や意匠権等の知的財産権の対象となっていないものを使用すること。

(2) 受注者は基盤室と十分に協議しながら本事業を遂行すること。

(3) 受注者は、契約後速やかに責任者を選任し、基盤室に届け出るものとする。なお、責任者は、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任すること。

- (4) 受注者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を基盤室に連絡し、その指示に従うものとする。
- (5) 受注者は、業務の過程において基盤室から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (6) 本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利などを侵害することのないよう十分注意するものとする。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受注者負担とする。

## 12 事業規模

事業規模は2, 500千円程度（税込）を上限とする。

## 13 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件である。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和5年度文化芸術分野の活動に伴う法律相談窓口に関する審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和5年度文化芸術分野の活動に伴う法律相談窓口に係る評価基準」の基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 事業の内容及び実施方針

##### 1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

\* 1-1-1 事業の趣旨及び目的に合致した提案がされているか。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

\* 1-1-2 図案化による訴求対象者（芸術家等）を的確に捉えられているか。

##### 1-2 事業内容の妥当性、独創性

\* 1-2-1 国の広報事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する。〕

\* 1-2-2 訴求対象者（芸術家等）にわかりやすく、訴求しやすい内容とすることを提案しているか。〔これまでの実績や経験等の根拠に基づいた提案となっている場合、その内容に応じて加点する。〕

### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
- \* 1-3-2 事業の達成に向けた日程、作業手順等が効率的であるか。
- \* 1-3-3 実施規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。
- \* 1-3-4 事業の認知度を高めるための工夫がされていること。〔事業実施に際して、「広聴・意見交換」という視点が加味されていれば加点する。〕

## 2 事業の効果

### 2-1 波及効果の有無

- 2-1-1 事業の波及効果が見込まれる内容（訴求対象者の意見を反映するなど）となっていれば加点する。
- 2-1-2 事業終了後も事業実施効果が見込まれる内容（成果物の活用方法に関する提案など）となっていれば加点する。

## 3 業務従事予定者の経験・能力

### 3-1 実施体制の適格性

- \* 3-1-1 事業遂行可能な人員を確保していること
- 3-1-2 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

### 3-2 業務従事予定者の本業務に関する知見・専門性の有無

- \* 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔専門性の高さに応じて加点する。〕

### 3-3 実績の有無

- 3-3-1 過去に類似の事業（官公庁、民間企業等が公開する FAQ や説明資料等の図案化等）を行った実績があれば加点する。
- 3-3-2 中央省庁等（独立行政法人等国の外郭団体を含む）における行政資料の広報媒体制作業務（図案化等を含む）を行った実績があれば加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）であること。
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について  
は、相当する各認定等に準じて加点する。

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする  
※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で  
「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中  
小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの  
平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては  
1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受け  
るために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及  
び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有し  
ない普通法人等をいう。

## 14 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合  
するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

## 15 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。  
受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意  
義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

## 16 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提  
案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況とな  
った場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 17 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受  
注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実  
施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10

「主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 奉給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

#### 18 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 19 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### 20 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

21 その他

- (1) 検収は文化庁が行い、報告書等の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに指示内容を修正して提出すること。
- (2) 提出した報告書等の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (3) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となる。支出額や支出内容が適切かどうかも委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とした調査の受託可否を検討すること。また、契約書に定める期日までに成果報告書等の提出が必要となること。
- (4) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、担当官と協議し、その指示に従うこと。

(以上)

## 【カテゴリのタイトルについて】

- 1 契約に関する基本的なこと
- 2 契約締結にあたっての注意点
- 3 契約中～契約終了後のトラブル
- 4 契約解消をめぐるトラブル
- 5 契約に反映すべき権利関係（著作権等）について
- 6 その他（税金やインボイス制度など）

## 【現在掲載中のFAQのうち図案化する内容について】

### 1-① 「契約」とはつまりどういうことですか。

契約とは、当事者間に権利や義務を発生させる合意であり、法的な拘束力を有するものといいます。例えば、ある仕事に対して、一定の金額を支払うことを当事者間で合意すれば、これが契約となります。

他方、法律は、その内容に合意するか否かを問わず、その定めに従うことを要求される法的なルールを意味します。

一般に、契約（当事者間の合意）は、法律の定めに優先するとされ、法律の定めは契約（当事者間の合意）を補完するものと位置付けられます。ただし、一部の法律の定めについては、契約（当事者間の合意）に優先して適用されるものもあります。特に、当事者的一方にあまりにも有利な契約（合意）は、場合によって、法律により無効となる可能性があります。

### 1-⑥ 契約は「業務委託で」と言われました。業務委託とは、どのような意味でしょうか。

民法上、「業務委託」という名称の契約は定義されていませんが、一般的には、雇用関係のない相手から業務の委託を受け、報酬を得るものと指していると考えられ、その内容は様々です。芸術家等が受注する取引の場合、通常は「請負」又は「準委任」のどちらかに該当することが多いです。

「請負」とは、受注者には「仕事を完成」させる義務があり、それに対して報酬が支払われるという内容の契約形態です。受注者は「仕事を完成」できなければ債務不履行責任を負うことになりますし、納品後も成果物に関する責任（担保責任と言います）を負います。そのため、何らかの成果物の納品を目的とする取引は、「請負」に該当することが多いでしょう。この場合、原則として成果物が完成されるまで報酬は支払われませんし、依頼どおりの成果物が納品されたかが重要となります。

「準委任」とは、業務遂行それ自体が債務の履行であるという内容の契約形態であり、必ずしも成果物の完成を目的としません。報酬も、業務を遂行したことに対して支払われます。役務提供自体を目的とする取引は、「準委任」に該当することが多いでしょう。また、

業務遂行にあたっては、善管注意義務と呼ばれる通常要求される程度の注意を払う必要があります。

もっとも、準委任契約であっても、報酬の支払自体は、委任事務の処理の結果として成果物が提供された時とするという合意がある場合もあります（いわゆる「成果完成型準委任」）。それだけであれば、成果物に対する責任を負うわけではありませんが、たとえ「準委任契約」と題していても、成果物に対する責任が条文として明記されている場合もあります。

そのため、「業務委託」、「請負」、「準委任」といった、題名や形式的な表現に捉われるごとなく、契約の中身、特に、どのような業務を遂行する義務があるのか、何をしていないと債務不履行責任を負うのか、何に対して報酬が発生するのかといった点を、慎重に吟味する必要があります。

1-⑨ 一部の法律の定めについては、契約（当事者間の合意）に優先して適用されるものもあると聞きました。具体的には、どのようなものがあるでしょうか。

主として以下の法律が考えられます。民法における公序良俗違反、下請法における支払期限等、独占禁止法における優越的地位の濫用等について、概要と具体例を解説します。

#### （1）民法

契約の一般法である「民法」は、「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効」とすると定めています（民法90条、いわゆる「公序良俗」）。そのため、たとえ契約として当事者間で合意していたとしても、公序良俗に違反する条項は無効となります。また、同法は「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とも定めています（同1条2項、信義誠実の原則又は信義則）。信義則は、裁判例上、契約の趣旨を解釈するにあたっての基準となるとされています。さらに、同法は「権利の濫用」も禁止しています（同1条3項、権利濫用の禁止）。そのため、たとえ契約として当事者間で合意している事項であっても、契約上の権利行使することが権利の濫用に該当するとして認められない可能性があります。

#### （2）下請法（下請代金支払遅延等防止法）

下請法は、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、下請事業者の利益を保護する目的で制定された法律です。その目的達成のために、親事業者の禁止行為を列記しています（①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④返品、⑤買いたたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更及び不当なやり直し）。これらの禁止行為が行われると、たとえ下請事業者が同意していても、また、たとえ親事業者が違法性を認識していないくとも、当該行為は違法となります。

契約締結の場面では、特に上記②下請代金の支払遅延に関連して、下請代金の支払期日は、納品日又は役務提供日から60日以内かつ「できる限り短い期間内」と定められなければならず、もしそれよりも長い支払期限が契約上定められていたとしても、納品日又は役務提供日から60日を経過した日の前日が支払期日とみなされる（下請法2条の2）という

点が重要であり、有効活用できると思われます。

詳細は、公正取引委員会の Web サイト等をご参照ください（「下請法の概要」）。

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/gaiyo.html>

### （3） 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

独占禁止法は、事業支配力の過度の集中を防止し、事業活動の不当な拘束を排除することで、公正かつ自由な競争を促進させるという目的で制定された法律です。その目的達成のために、事業者に「不公正な取引方法」を禁止します（独占禁止法 19 条）。これらに違反すると、公正取引委員会から当該行為の差止め等を命じられる可能性があります（同 20 条。「排除措置」）。「不公正な取引方法」の内容については、公正取引委員会が告示によってその内容を指定しており、特に「優越的地位の濫用」が、契約締結の場面で役立つと思われます。「優越的地位の濫用」とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、対価の支払いを遅延させたり減額させたりするなど、相手方に不利益になるように取引条件を変更したりすること等を指します（同 2 条 9 項 5 号イ～ハ）。優越的地位の濫用に該当する契約の条項は、民法 90 条が定める公序良俗違反として無効になる可能性があります。

詳細は、公正取引委員会の Web サイト等をご参照ください（「独占禁止法の概要」）。

<https://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html>

また、令和 5 年 4 月 28 日に成立し、令和 5 年 5 月 12 日に公布された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）についても参考に概要をお知らせします。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」は、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的としています。

この法律では、その目的を達成するために、①発注者は業務の内容、報酬額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない、②報酬の支払期日は、納品日又は役務提供日から 60 日以内にしなくてはならない（再委託の場合は、元委託者から発注元が支払いを受ける日から 30 日以内）、③一定期間以上継続する業務の場合は受領拒絶や報酬減額等をしてはならず、また内容の変更又はやり直しをさせて受託者の利益を不当に害してはならない、④継続的な業務委託を中途解除又は満了後更新しない場合には、30 日前までに予告しなければならない等の規定をしています。

法律の施行後において、特に上記①、②に関する法の定めは、契約締結の場面でも有効活用できると思われます。

この法律は公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日までに施行され、それまでに施行令（実施にあたってのルール）等が定められますので、こちらの動向についても注意が必要です。

**2-③ 取引先から作品（成果物）の制作／出演を依頼されたので、報酬等の見積もり額、納期、その他取引に当たっての条件をメールで提示したところ、承諾する旨の返信を得ました。別途、契約書は作成した方がよいのでしょうか。**

契約は、必ずしも契約書等の書面のみならず、口頭による合意でも成立することになります。また、書面の形式にも限定は無く、例えばメールのやり取りでも合意は成立し得ます。しかし、メールのやりとりでは、

- ①契約成立の時点があいまいになる可能性がある。
- ②契約条件等について不明確さを残す可能性がある。
- ③後日に、相手方からメールでのやりとりを根拠として、意図せぬ契約条件に合意したと主張されてしまう可能性がある。
- ④特に相手方が企業等の法人である場合、メール等の内容は担当者限りの意見であり法人として正式に決定した内容ではない等と言われる恐れがある。

といった問題があります。

そのため、「契約書」、「確認書」、「発注書」といった名称は問いませんので、契約条件を可能な限り具体的に明記した紙媒体へ双方が署名押印すること、若しくは電子署名を用いた電子契約を行うことにより、一定の内容についての双方の合意を一義的・明示的に証明できるようにすることが、後日のために重要となります。

## 2-④ これまでに取引のなかった新規取引先から作品（成果物）の制作／出演依頼を受け、契約書を取り交わすことになりました。その際に注意すべき点はありますか。

あらかじめその取引先とよく協議をしたうえで、業務の具体的な内容、報酬の額・支払時期・支払方法、著作権や著作隣接権などの権利関係、出演依頼の場合は不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いなどを明確にしておく必要があります。

詳細については、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（令和4年7月27日付。文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」）をご参照ください。

（概要）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kondankaito/bunka\\_geijyutu\\_bunya/pdf/93742601\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kondankaito/bunka_geijyutu_bunya/pdf/93742601_02.pdf)

（本文）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kondankaito/bunka\\_geijyutu\\_bunya/pdf/93742601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kondankaito/bunka_geijyutu_bunya/pdf/93742601_01.pdf)

## 2-⑧ 発注者から示された報酬があまりにも低いと感じます。立場上、受け入れないといけないのでしょうか。

報酬や対価も、契約で合意すべき内容の一つです。発注者から示されたとしても、受注者が受け入れなければ合意は成立しません。しかし、金額が提示されているにもかかわらず、それに異議を唱えないうちに実際の業務が始まったり、計画が進んでしまったりすると、その金額で（黙示による）合意が成立しているとされてしまうことがあります。そのため、金額に納得できないのであれば、その時点で明確に相手方に異議を述べることが大切です。また、発注者が取引上優越した地位にあり、金額交渉が十分に行われず、発注者の示した

金額が需給関係を反映したものとは認められず、取引条件の違いを正当に反映したものとも認められない等、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法違反の問題にも発展する可能性があります。

もっとも、どのような場合に優越的地位の濫用に該当するかは、様々な事情を勘案して総合的に判断されます。

**3-① 契約の内容を全て履行しましたが、契約書に記載された支払日を過ぎても報酬を支払ってもらえないません。どうすればよいでしょうか。**

取引先に対して、催告書送付、民事訴訟（少額訴訟や支払督促といった簡易な制度もあります）を提起することのほか、取引先の規模や支払拒絶の理由によっては、独占禁止法・下請法違反を理由に公正取引委員会への通報を検討することも考えられます。

どのような方法をとることが適切かは、取引先の態度や締結された契約の内容によって異なります。

**3-③ 取引先から作品（成果物）の制作について依頼があり納品しましたが、思っている内容と違うといって何度もリテイクを求められ、一向に報酬を支払ってもらえないません。いつまでもリテイクに応じなければいけないのでしょうか。**

報酬の支払いを受けるために、「リテイク」に応じる必要があるか否かは、取引先との契約において、報酬の発生条件としてどのような業務を行うことが合意されていたかにより決まります。

上記を判断するにあたり、法律的には、契約の内容・性質が「請負」か「準委任」かのいずれであるかが一つの考慮要素になりますが、事案により慎重な判断を要しますので、本来的には、事前に契約書を作成し、受注した業務内容（仕様）のほか、どのような条件を達成すれば報酬が発生するのかといったことのほか、リテイク条件等についても明らかにしておくことが重要になります。

また、この業務内容（仕様）や諸々の条件を定めるにあたっては、事案の性質に合わせた内容にする必要があります。

例えば、企業のロゴマークの作成のように、いくつかの案を提示することが前提となる場合や、作成した内容について修正が予定されるような場合には、具体的に提示する案の数や、修正対応回数等を規定することが考えられます。また、アート作品のように、成果物の内容の決定について作成者に委ねられる範囲が広い場合には、内容の如何を問わず、納品をもって報酬が発生すると規定することも考えられます。

なお、取引先との関係によっては、リテイクの強制は、独占禁止法や下請法に違反する場合もありますので、これらを理由に公正取引委員会への通報を行うことも考えられます。

いずれにしても、解決に向けた対応については、契約内容、従前の経緯等によっても取るべき方法が異なります。

**3-④ 当初の契約では合意していない利用がされた場合（映像のパッケージ化等）、追**

## 加報酬を請求できますか。

当初の契約で合意していない利用については、報酬の合意もなされていないと考えられる場合があり、当然に追加報酬を請求できるとは限りません。そのような場合には、まずは無許可の利用を止めるように求め、その上で追加報酬に関する合意を新たに行い、請求することを検討します。

当初の契約段階で、今後の全ての利用態様を想定した上で報酬について合意しておくことは難しいところですが、例えば新たな利用を行う場合は事前に協議の上、報酬を決定する旨の条項を置くなどの工夫も検討するといいでしよう。

他方で、合意を得られていない態様で取引先（発注者）が成果物等を利用した場合、取引先（発注者）に対して著作権侵害責任や債務不履行責任等を追及できる可能性もあります。この場合、これらの責任追及という形で取引先（発注者）に対して損害賠償を求める余地もありますから、追加報酬の合意交渉の際にそのこと（損害賠償）を議題として交渉することもあり得ますし、追加報酬の合意が成立しなかった場合の次の手段として検討することもあり得ます。

4-③ イベントへの出演の依頼があったため、スケジュールを調整しましたが、何の説明もなく、一方的にイベントの開催中止を告げられました。到底納得できません。中止になったイベントで支払われるはずであった出演料を請求できませんか？

また、中止になったイベントに出演するために、他のイベントを断っていたのですが、他のイベントで支払われるはずであった出演料に相当する金額を何とか請求できませんか。

### （1）中止になったイベントの出演料について

法律上、出演が予定されていたイベントの中止が、不可抗力といった依頼主の「責めに帰することができない事由」を原因とする場合には、出演料を請求することはできません（民法536条1項）。

しかし、その原因が「責めに帰することができない事由」に該当するか否かの判断は相当に難しい場合があります。

対策としては、あらかじめ契約書等において、依頼者の都合により中止になった場合に、出演料が発生するか否か、発生する場合には満額か一部か、といった条件を定めておくことが望ましいと考えられます。

このような契約の定めを行っておらず、また、中止の原因について依頼主側に過失があることが疑われるような場合、その他「責めに帰することができない事由」の有無の判断が困難な場合に、いかなる対応を取るべきかについては、法律の専門家にご相談されることをお勧めします。

### （2）中止になったイベントに出演するために断った他のイベントの出演料相当額について

他のイベントで支払われるはずであった出演料に相当する金額を請求できるかについてですが、イベントの中止について依頼主に帰責事由（責任）がある場合は、当該金額が「逸

失利益」であるとして、民法上の債務不履行に基づく損害賠償請求をできる可能性があります。

ただし、中止になったイベントの出演料との両取りはできませんし、実際に他のイベントに出演できる確度はどれほどであったのか、他のイベントに出演できたということを主催者が知り得たか等によっては、因果関係がある損害とは認められない可能性もあります。

**(3) 中止の時点で既に予定されていた工程の一部が完了している場合の出演料や、中止されたイベントへの出演の準備のために要した費用について**

例えば、出演日が数日にわたるイベントにおいて、その途中でイベントが中止になったような場合、仮に契約において全日程への出演を前提とする出演料しか定めていないときであっても、依頼者から、委任事務を履行した割合に応じた出演料の支払いを受けられる可能性があります（民法648条3項）。

また、同様の場合に、契約締結後に出演の準備のために支出した費用がある場合は、その必要性が認められる限りで、依頼者から、費用の支払いを受けられる可能性があります（民法650条1項）。

なお、前者については、委任事務の一部を履行したといえるか、後者については、委任事務の処理における必要性が認められるかといった点について、具体的な事情により、その結論は変わります。

**5-① 作品（成果物）の制作と納品を依頼されました。私にはどのような権利が発生するのでしょうか。また、著作権とは何でしょうか。**

その成果物が、思想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであれば、著作権法上の「著作物」に該当します（著作権法2条1項1号）。

著作物を創作する者は「著作者」となり（同2条1項2号）、その著作物について著作権が発生します。著作権とは、著作権法21条～28条に規定される個々の権利（支分権と言います。）の集合体を意味します。

支分権には、

- 有形的な再製を行う「複製権」（同21条）
- 上演権及び演奏件（同22条）
- 上映権（同22条の2）
- 公衆送信権等（同23条）
- 口述権（同24条）
- 展示権（同25条）
- 頒布権（同26条）
- 譲渡権（同26条の2）
- 貸与権（同26条の3）
- 翻訳権、翻案権等（同27条）
- 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同28条）

があります。

また、著作者には、著作者人格権という権利が発生します（著作権法17条）。文字通り、著作者の人格的利益を保護するもので、財産的価値を保護する「著作権」とは別の権利です。

著作者人格権には、

- ①著作物を公表するかしないかを決定できるという権利（公表権、同18条1項）
- ②著作物を公表する際に、著作者の氏名を表示するか否か、また表示するとして実名にするか変名（ペンネームなど）にするのかを決定する権利（氏名表示権、同19条）
- ③著作物及びその題号について著作者の意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができる権利（同一性保持権、同20条）

があります。

以上の権利の詳細については文化庁「令和5年度著作権テキスト」をご参考ください。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_01.pdf)

（該当箇所：10頁～22頁）

5-⑥ 取引先からの依頼で作品（成果物）を完成させ、納品しました。契約書は結んでおらず、著作権に関する事前の取り決めはなかったのですが、対価の支払いと著作権の譲渡になってしまうのでしょうか。

裁判所の判断傾向としては、対価の支払いのみでは著作権譲渡までは認めず、一定の範囲で利用許諾があったとのみ認定することが比較的多いといえます。

もっとも、事前の説明の有無、対価の決め方、利用に関するやりとりの内容、相手方の利用を知った後に異議を述べているかなど、個別の事案の事実関係によって結論が変わります。

5-⑭ 著作物の利用許諾の対価（利用料・ロイヤルティ）や著作権譲渡の対価はどのように定めるべきでしょうか。定める際の考え方や視点について教えてください。

まず、発注された業務の報酬のほかに、利用許諾や権利譲渡等の権利についても一定の対価を收受しうることを意識して交渉することが大切です。

利用許諾や権利譲渡の対価の定め方としては、

- ①定額を一括して支払う方式
- ②成果に応じて支払う出来高方式
- ③定額と出来高を併用する方式

などが考えられます。

①の場合は、受注者側からすると、定額を確実に回収できるメリットがありますが、他方で予想以上に大きな利益を生んだ場合であっても、その利益は還元されないデメリットがあります。

②の場合のメリットとデメリットは①の裏返しです。その他、②の場合には、何を基準として（売上高や利益、販売数量、視聴回数、利用期間など）出来高を定めるかが重要にな

ります。

次に、金額の考え方については、

- ①創作に要した費用（コスト・アプローチ）
- ②類似の取引（マーケット・アプローチ）
- ③将来の収益（インカム・アプローチ）

などの視点を用いて検討するのが有益です。なお、②については、業界によっては一定のガイドラインが公表されていることもありますので、検討の参考になります。

## 5-16 私は実演家です。私が実演をした場合、どのような権利が発生するのでしょうか。

### （1）著作権法上の権利

俳優、舞踊家、演奏家、歌手、指揮者、演出家等の実演家には、著作隣接権（著作権法89条）が発生します。著作隣接権とは、録音権及び録画権（同91条）、放送権及び有線放送権（同92条）、送信可能化権（同92条の2）、譲渡権（同95条の2）、貸与権等（同95条の3）等のことであり、他者がこれらの利用を行うことを禁止することができます。

また、放送・有線放送による商業用レコードの二次使用等の場合の報酬・二次使用料請求権も認められています（同94条の2、同95条1項、同95条の3第3項等）。

なお、実演家には、実演家人格権という権利が発生します。文字通り、実演家の人格的利益を保護するもので、財産的価値を保護する前記「著作隣接権」や「報酬・二次使用料請求権」とは別の権利です。

実演家人格権には、

- ①実演を公表する際に、実演家の氏名を表示するか否か、また表示するとして実名にするか芸名にするのかを決定する権利（氏名表示権、同90条の2第1項）
- ②実演の同一性を保持し、自己の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けない権利（同一性保持権、同90条の3第1項）

があります。

以上の権利の詳細については文化庁「令和5年度著作権テキスト」をご参照ください。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_01.pdf)

（該当箇所：23頁～30頁）

### （2）その他の権利

裁判例上、人は、自己の容貌等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益が認められています（いわゆる「肖像権」）。

また、裁判例上、著名人等の氏名や肖像は、顧客を引きつけて商品の販売を促進する場合があり、このような顧客誘引力を独占的に利用できる権利（いわゆる「パブリシティ権」）が認められています。

役務提供が業務であり、自らの容貌等を表に出すことが多い実演家においては、これらの権利が役に立つ場面もあると思われます。

### 6-③ 芸術家としての活動に関する取引を行う場合に、知っておくべき税金に関する知識を教えてください。

取引に係るものとして特に知っておくべき税金に関する知識としては、以下の3つが挙げられます。

#### ①所得税の源泉徴収

報酬・料金等の支払を受ける者が個人か法人か、また取引内容によって異なりますが、国税庁が定める対象である場合、実際に受け取る報酬の額は、所得税分の金額を源泉徴収された後の金額となる可能性があります。例えば、個人が支払を受ける場合には、映画、演劇その他芸能（音楽、舞踊、漫才等）、テレビジョン放送等への出演等の報酬・料金、芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金、また原稿料や講演料については、源泉徴収の対象となります。

#### ②消費税

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税であり、事業者が納付することとされています。具体的には、課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。一方、1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されています（=免税事業者）。

令和5年10月1日からは、いわゆる「インボイス制度」（=適格請求書等保存方式）が始まりましたので、ご自身の事業実態等に合わせて対応を検討する必要があります。

消費税課税事業者は、消費税の納付にあたり、売上げの消費税額から仕入れや経費の消費税額を控除（=仕入税額控除）した税額を納付することとなります。インボイス制度とは、簡易課税制度を選択していない消費税課税事業者が仕入税額控除を行うためには、取引相手から発行されるインボイス（適格請求書）及び帳簿を保存しなければならないという仕組みです。また、取引先に対してインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。なお、免税事業者もインボイス発行事業者の登録を受けることが可能ですが、その場合には課税事業者として消費税の申告が必要となります。インボイスに関しては、免税事業者や消費者などのインボイス発行事業者以外から行った課税仕入れについて8割等を控除できる経過措置や、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合に、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置などの負担軽減措置が設けられています。詳細については、国税庁のWebサイト等やインボイス制度に関する相談窓口をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm0023002-076.pdf> (nta.go.jp)

#### ③海外の事業者との取引

海外の事業者と取引を行う場合、相手方国の課税や、二重課税の回避及び脱税の防止のための「租税条約」の有無及び内容についても配慮する必要があります。

以上の取引に係る税金のほか、個人事業主であれば住民税や個人事業税等も納めることとなります。個人事業主に関する税金に関しては、国税庁ホームページ内「個人事業」のページもご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/bunya-kojinjigyo.htm>

なお、文化庁ホームページ内「芸術家等の基礎知識」でも、後日「個人事業主の税金」を掲載予定です。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyo/kisochishiki/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyo/kisochishiki/index.html)

以上を含め、税金に関しては、税務の専門家である税理士にご相談されることを推奨します。

### 【以下、未掲載かつ回答案調整中のFAQ】

#### A-2-1 子供が芸能活動を希望しています。親として注意すべき点は何ですか。

業務委託や労働の区別について、それぞれの契約類型で注意すべき点、契約締結において注意すべき点については、成人の場合と同様、Q●やQ●をご参照ください。

その上で、未成年者が「労働者」（労働基準法9条）に該当する場合は、次のような制限がありますのでご注意ください。

なお、契約書の名称が「労働契約」となっていなくても、「労働者」に該当する場合があります。

##### （1）許容される労働の内容及び児童の年齢について

労働基準法56条1項は、「児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで」は「使用」してはならないと定めています。そのため、芸能活動が労働契約に該当するときは、年齢による制限があることにお気をつけください。

もっとも、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童を「修学時間外に」使用することができるときとされています（同56条2項前文）。また、映画製作又は演劇の事業では、満13歳未満の児童についても同様とされています（同56条2項後文）。

なお、保護者（法定代理人）が未成年者に代わって労働契約を締結することは禁止されています（同58条）、保護者（法定代理人）の同意を得て、未成年者自ら契約を締結するようにしてください。

##### （2）作品の表現について

作品の表現に関して、猥褻なイメージを喚起する表現はもちろん、未成年者の健全育成に反する表現、公序良俗に反する表現等がある場合、出演を拒絶することができるようにしておくとよいでしょう。未成年者では判断がつきかねる場合もありますので、保護者（法定代理人）に判断権限が認められるように定められるでしょう。

##### （3）その他

未成年者の出演には、移動や現場に保護者が付き添うことが多いので、付き添う方の拘束時間や交通費等についても確認をしておくとよいでしょう。

また、拘束時間の取り扱いについても、契約前に確認しておくとよいでしょう。

以上の点について、契約に違反する内容がないか気をつけ、情報に不足があれば相手に確認を行い、契約を締結（及び同意）するようにしましょう。

**B-3 インターネット上で、事実に反する情報や、誹謗中傷と思われる書き込みがされていて困っています。削除依頼など取り得る対応について教えてください。**

インターネット上の情報や書き込みに関しては、それらが投稿されたウェブサイトやSNSサービスによっては、利用規約等において投稿の削除を求める方法が案内されている場合や、「通報」「削除依頼」等の削除申請フォームが設けられている場合があります。まずは、これらの方法を確認して、情報の削除を依頼することがよいと思われます。

また、プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）を踏まえ、業界団体などにより構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を定めています。このガイドラインに沿った「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」が、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会のウェブサイト「プロバイダ責任制限法 関連情報Webサイト」で公開されていますので、これをプロバイダに送付することにより、権利侵害情報の削除を依頼することができます。

<https://www.isplaw.jp/>

プロバイダへの削除依頼の方法が分からぬ場合には、弁護士、最寄りの法務局、又は「違法・有害情報相談センター」に相談するのがよいでしょう。「違法・有害情報相談センター」は、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口（総務省支援事業）です。

<http://www.ihaho.jp/>

プロバイダが削除依頼に応じない場合は、裁判所に削除の仮処分命令の申立て等をする方法があります。

（参考）

・<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

**C-2 免税事業者として文化芸術活動を行っています。インボイス制度の開始後、取引先から免税事業者には消費税を支払わないと一方的に通知されました。価格交渉を行うにあたり、注意すべき点などありますか。**

（1）既に発注を受けている取引について

既に発注を受けている取引については、その発注の際に消費税の支払を免除する旨の合意

がない限り、取引先は消費税支払義務を負います。よって、取引先は消費税の支払を拒否することはできません。この場合の支払拒否は、契約違反であり、また実質的には一方的な演奏対価の減額ですので、下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法で禁止されている「下請代金の減額」（下請法4条1項3号、フリーランス・事業者間取引適正化等法5条1項2号）に該当する可能性もあります（ただし、下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されるのは一定の取引類型に限られます。下請法が適用される取引類型については、公正取引委員会・中小企業庁による「ポイント解説 下請法」[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/pointkaisetsu.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf)を、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される類型については、公正取引委員会「フリーランス法特設サイト」[https://www.jftc.go.jp/freelancelaw\\_2024/](https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/)等をご参照ください。）。下請法やフリーランス・事業者間取引適正化等法違反と考えられる場合には、取引先にはその旨を伝え、消費税の支払を求めるよいでしよう。この交渉は、「価格交渉」というよりは、既に成立している契約上の消費税支払義務の履行を求めるものといえます。

## （2）将来の取引について

取引先の通知は、実質的には、課税事業者にならなければ取引価格を引下げる旨の通知と解釈できます。法律上、取引先に対する消費税支払義務が生じる取引を行おうとしているにもかかわらず、当該消費税を支払わないということは、免税事業者に対して当該消費税相当額の取引価格の引下げを行う旨の通知と同視できるためです。このような行為は、独占禁止法19条、2条9項5号ロにより禁止されている「優越的地位の濫用」に該当する可能性があります。また、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置を踏まえると、消費税全額を支払わないというのは「優越的地位の濫用」に当たる可能性がありますので、例えば免税事業者等の手取り分を確保するために2%の値上げを行う等の対策も検討に値します。

取引先にこの点を伝え、価格交渉に応じるよう求めるよいでしよう。

## F-2 フリーランス法では取引条件の明示が義務化されていますが、業務委託時に決まっていない内容については、どのように扱う必要がありますか。

給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項のうち、業務委託時に決まっていないことにつき正当な理由があるものは、業務委託時に明示しなくてもよいとされています。この場合、業務委託事業者は、業務委託時に決まっていない内容について、補充事項が定められた後、直ちに書面又は電磁的方法で明示する必要があります（同3条1項ただし書）。

なお、公正取引委員会のQ&Aでは「正当な理由がある」場合について「取引の性質上、業務委託に係る契約を締結した時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合をいいます。」と説明されています。具体例としては、「放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託

した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「報酬の額」が定まっていない場合」が挙げられています（Q 3）。

[https://www.jftc.go.jp/f11aw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/f11aw_limited.html)

H-1 発注時に契約で定めていた報酬額が一方的に減額されました。フリーランス法5条における、特定業務委託事業者（発注者）の遵守事項違反ではありませんか。契約の内容を履行させるためには、どのような対応が必要ですか。また、これ以外にも禁止事項とされている行為はありますか。

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、以下のとおり発注者の遵守事項が定められています（5条1項及び2項）。

- ① 受領拒否の禁止（1項1号）
- ② 報酬の減額の禁止（1項2号）
- ③ 返品の禁止（1項3号）
- ④ 買いたたきの禁止（1項4号）
- ⑤ 購入・利用強制の禁止（1項5号）
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（2項1号）
- ⑦ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（2項2号）

発注時に契約で定めていた報酬額を一方的に減額することは、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、1項2号に当たりますので発注者の遵守事項違反となります。協賛金の徴収、原材料の下落など、名目や方法、金額にかかわりません。また、契約書において一定の場合に報酬を減額する旨を定めるなど、当事者間で、減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、減額は同号違反となります。

上記のような事態が生じたら、公正取引委員会又は中小企業庁に設置される公的窓口への申出を検討しましょう。申出の内容が真実であると認められれば、内容に応じて、発注者に対し、中小企業庁長官又は公正取引委員会からは報告徴収・立入検査（同11条）又は指導・助言（同22条）、公正取引委員会からは勧告（同8条3項）、勧告に従わない場合の命令（同9条1項）及び公表（同9条2項）などが行われますので（同6条2項）、これにより契約内容の履行が促されます。なお、窓口に申出をしたことを理由として、発注者が、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをすることは許されません（同6条3項）。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、上記のような発注者の遵守事項及び被害の申出制度が定められている点を説明して、任意の改善を求めることも考えられます。

I-1 あるプロジェクトのメンバーが公募されており、応募したところ採用されました。しかし、私の希望していた内容とは異なる別の業務を異なる条件で担当させられました。これはフリーランス法12条に違反する行為と判断してよいですか。

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、特定業務委託事業者は、広告等により、フリーランスの募集に関する情報を提供する際に、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないと規定されています（同法12条1項）。

例えば、以下のような表示は許されません。

（虚偽の表示の例）

- ・実際の報酬額よりも高い額を表示すること
- ・実際に募集を行う企業と別の企業の名前で募集を行う

（誤解を生じさせる表示の例）

- ・報酬額の表示が、あくまで一例であるにもかかわらず、その旨を記載せず、当該報酬が確約されているかのように表示すること
- ・フリーランスが自ら用意する必要がある物品等があるにもかかわらず、その旨を記載せずに表示すること

同条2項では、募集の内容は、正確かつ最新の内容に保たなければならないと規定されています。例えば、既に募集を終了しているにもかかわらず、削除せずに表示し続けることは同項に違反します。

この規定は、広告等に掲載されたフリーランスの募集情報と実際の取引条件が異なることで、発注事業者との間で取引条件を巡るトラブルが生じたり、フリーランスがより希望に沿った別の業務を受注する機会を失ってしまったりするのを防止する目的があります。ご相談の事案では、当初から異なる条件での業務を担当させるつもりであったのならば、「虚偽の表示」となり、同12条1項に違反します。また、当初は正しい募集であったとしても、その後担当者が決まっていたにもかかわらず、古い募集情報をそのまま掲載し続けたのであれば、同2項に違反します。

K-3 取引先関係者からのセクハラ行為や遂行不可能な指示、仕事の質が低いと言って報酬を支払わないといった行為を受けています。取引先に対して何か請求することはできないでしょうか。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、業務委託におけるセクシャルハラスメント（以下「セクハラ行為」といいます。）を「性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が2条1項2号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること」と規定しています（同14条1項1号）。

また、同法は、業務委託におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ行為」といいます。）を「取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること」と規定しています（同14条1項3号）。

設問の事例において、相手方が、性的要求によってあなたに精神的苦痛を与え、あなたの対応を理由に不利益を与えることは、セクハラ行為に該当する可能性があります。また、相手方が、期限内の完了が到底困難な業務を指示した上、合理的な理由がなく報酬の支払を拒絶することはパワハラ行為に該当する可能性があります。

同法は、特定受託事業者に対して、上記のようなハラスメント行為に係る相談対応のための体制整備やその他の必要な措置を講じることを求めていました（同14条1項本文）。また、厚生労働大臣は、同法違反を認めた場合には、特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるとしています（同18条）。そこで、同法に基づき会社に是正を求めるほか、行政機関に違反の申告をし、是正を促してもらうことが考えられます。

なお、取引先の会社との関係によっては、独占禁止法や下請法に違反する場合もありますので、これらを理由に公正取引委員会への通報を行うことも考えられます。加えて、以下のような民事上の請求をすることも考えられます。

#### （1）契約に基づく報酬請求及び債務不履行に基づく損害賠償請求

取引先の会社との間で業務委託契約や請負契約等の契約が成立しており、あなたがその業務を履行している場合には、取引先に対して契約に基づく報酬請求をすることができます。また、会社が期限内に報酬を支払わなかった場合には債務不履行に基づく損害賠償として、報酬に加えて逸失利益や遅延損害金等を請求することができます。

また、あなたが相手方に指示を仰ぎながら業務を遂行していた場合など実質的に取引先の会社の指揮監督下にあったと評価できる場合には、会社はあなたに対し、その生命、身体等の安全を確保しつつ労務を提供することができるよう必要な配慮をすべき信義則上の義務（安全配慮義務）を負います（東京地判令和4年5月25日・労働判例1269号15頁参照）。そこで、会社に対して安全配慮義務違反を理由として、ハラスメント行為によって生じた治療費や慰謝料などの損害を請求することができます。

#### （2）不法行為に基づく損害賠償請求

設問の行為は、パワハラ行為やセクハラ行為に該当する可能性がありますので、それによって会社から報酬が支払われないなどの経済的な不利益や精神的苦痛を受けた場合には、ハラスメント行為をした取引先の代表者個人に対して不法行為に基づく損害賠償（民法709条）を請求できる可能性があります。この場合は、治療費や慰謝料等、ハラスメント行為によって発生した一切の損害を請求することができます。これは、取引先との間で契約が成立する前に受けたハラスメント行為に対しても同様です。

また、取引先の会社に対しても、代表者の行為についての損害賠償責任（会社法350条）に基づき損害賠償を請求することができます。なお、ハラスメントの行為者が取引先の従業員であった場合にも、使用者責任（民法715条1項）に基づき損害賠償を請求することができます。

ハラスマント等については、厚生労働省の委託事業として運営されている「フリーランス・トラブル110番」についてもご参考ください。

**M-1 これから芸能プロダクションに所属して芸能活動を始める予定ですが、芸能プロダクションとの間の契約はどのようなものがあるのでしょうか。「専属契約」（マネジメント契約）とはどのような契約なのでしょうか。**

日本における芸能プロダクションとタレント・アーティスト等の契約関係は、「専属契約書」「マネジメント契約書」といったタイトルの契約書で定められることが多いです。ただし、タイトルが共通していても、その内容は千差万別です。芸能プロダクションからタレント・アーティストに対して出演等の業務を発注する業務委託契約のようなものもあれば、逆に、タレント・アーティスト等から芸能プロダクションに対してマネジメント業務を発注する形式のもの、それらが混在しているもの、又は共同事業の形式になっているものなど、さまざまです。

また、その実質をみれば雇用契約であるケースもあり得ます。

過去の裁判例においても、芸能プロダクションとタレント・アーティストとの間の契約の性質が争われた件は多数ありますが（Q●参照）、労働法規が適用される雇用契約と認められたケースもあれば、雇用や準委任とは類似するものの、そのいずれとも異なる非典型契約であるとされたケースもあります。

そのため、「専属契約書」「マネジメント契約書」といったタイトルにこだわらず、契約書の中身を注意深く確認するようにしましょう。

専属契約又はマネジメント契約の内容について注意すべき点は、Q2-⑨をご参考ください。

その他、エージェント契約と呼ばれる契約もあります。その内容も千差万別であり、案件の受注の決定権がタレント・アーティスト側にある以外は専属契約と差異がないようなものもありますが、基本的には、芸能活動に関する営業活動は芸能プロダクションが行うものの、その営業活動の結果獲得した案件については、条件交渉や契約締結、金銭の授受等は取引先とタレント・アーティスト等との間で直接行われることになります。

日本においては、芸能プロダクションが営業活動のみを行うというケースはあまり多くはなく、専属契約（マネジメント契約）のように、芸能活動全般について芸能プロダクションが業務を行うケースが多いと思われます。

**N-1 著作権の保護期間が切れて、いわゆるパブリック・ドメインとなった作品を使って新たな作品を制作しようと思っていますが、その際に注意すべきことはありますか。**

著作権が消滅しパブリック・ドメインとなった作品は、誰でも自由に利用することができます。ただし、「自由に利用できる」というのは、著作権との関係で言えば、著作権が存続しているときには著作権者の許諾が必要であった行為が、許諾なく自由にできる、とい

う意味です。

例えば、作品を写真撮影して複製したり、公衆送信（インターネット上にアップロードして誰でも閲覧可能にすること）したりすることができます。著作権の保護期間は、著作者が個人である場合には、原則として死後70年間の経過によって終わります（著作権法51条2項）。

注意が必要なのは、著作権法が、著作者の死後も著作物を公衆に提供、提示する場合、著作者が存しているなら著作者人格権の侵害となる行為をしてはならない、と定めている点です（同60条本文）。この死後の著作者人格権の保護期間には、期間限定がありませんので、パブリック・ドメインとなった作品も理論的には保護されます。「行為の性質及び程度、社会的事情以上の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合」であれば問題ありませんが（同60条ただし書）、何をしても問題が生じないということではなく、パブリック・ドメインとなった作品であっても、著作者の著作者人格権の侵害になるような行為は許されません（著作者人格権については、Q●参照）。裁判例として、観音菩薩の像の頭部をすげ替えた行為（知財高判平成22年3月25日（平成21年（ネ）10047号））や、故人である作家の私的な手紙を公表した行為（東京高判平成12年5月23日（平成11年（ネ）5631号））について、60条違反が認められています。

なお、この死後の著作者人格権に基づいて差止請求等ができるのは、死亡した著作者の2親等の遺族（「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」）に限定されています（同116条1項）。そのため、これらの遺族が死亡すれば、請求権者がいなくなります。ただし、著作者は死後の著作者人格権の行使主体を指定することができます。この場合、著作者の死後に著作者人格権を行使できるのは、上記遺族ではなく、著作者に指名された者（のみ）となります。また、この場合に指名された者が著作者人格権を行使できるのは、著作者が死亡してから70年 又は遺族が全て死亡するまでのいずれか長いほうの期間になります（同116条3項）。

なお、著作権法60条違反には「罰則」として500万円以下の罰金刑が定められており（同120条）、これは非親告罪である点、法律上は民事上の保護のような期間制限が存在しない点には留意する必要があります。

また、パブリック・ドメインと思った作品が実はパブリック・ドメインをベースに再制作された作品で、二次的著作物であるケースもあります。この場合は、二次的著作物の著作権が発生していますので、利用するためには二次的著作物の著作権者の許諾が必要になります。

## 0-1 他のアーティストとコラボレーションを行う場合、注意すべきことはありますか。

### （1）何が問題か？

あなたからすると自分のプロジェクトに参加してもらっている、他のアーティストからするとコラボレーションしている、ということで認識の相違が起こりやすい場面です。特に、著作権及び著作者人格権並びに著作隣接権及び実演家人格権の扱いが問題になります。以

下、順に説明します。

## （2）著作権

作品を制作・提供したのが他のアーティストであれば、当該作品については、原則として当該アーティストが著作者となり、著作権者となります（著作権法17条1項）。作品の制作にあたり、あなたが指示を出していたとしても、当該アーティストが創作性を發揮する余地がない程度の役割しか果たしていなかったのでない限り、通常はこの点に変わりはありません。

他のアーティストに対して対価を支払っていたとしても、それだけでは著作権の譲渡を意味しません。著作権を譲渡したのか、又は一定の範囲での利用許諾のみを意味していたのかは、契約書等の書面、メール・SNS等目に見える形での事前のやりとりがない限り、明確ではありません。

トラブルを避けるためには、最低限、対価の金額に加えて、その対価の支払に著作権の譲渡が含まれるのか、譲渡ではないならどの範囲でお互い作品を利用できるのか等を合意し、そのエビデンス（裏付証拠）を残しておくべきでしょう。

## （3）著作者人格権

著作者は、著作権の他にも著作者人格権を取得します（著作権法17条1項）。著作者人格権には、公表権（同18条）、氏名表示権（同19条）及び同一性保持権（同21条）があります。他のアーティストに作品の制作を依頼した際に特段の合意がなされていない場合、他のアーティストはこれらの権利を行使できることになります。具体的には以下のとおりです。

### ① 公表権

公表権は、未公表の著作物について、いつ、どのような方法で公表するのか等を決定できる権利です。

### ② 氏名表示権

氏名表示権は、作品公開の際に著作者の氏名やアーティスト名の表示等を求めるができる権利です。クレジット表記は、この氏名表示権の行使により決定されるべきものですから、他のアーティストに決定権があることになります。

### ③ 同一性保持権

同一性保持権は、著作者の意に反する著作物の改変を禁止する権利です。例えば写真については、上下・左右をトリミングするような行為についても同一性保持権侵害が認められる可能性がありますので（東京地判平成11年3月26日（平成8年（ワ）8477号）、注意が必要です。

ところで、著作権と異なり、著作者人格権については、譲渡は認められません（著作権法59条）。トラブルを事前に回避するためには、著作権の帰属、利用の範囲、クレジット表記方法等に関して合意し、そのエビデンス（裏付証拠）を残しておくことが望ましいです。

#### （4）著作隣接権

他のアーティストが実演家の場合には、その実演家には著作隣接権があります（実演家の権利に関してはQ5-⑯参照）。

著作隣接権は譲渡することができます（同103条・61条1項）、他のアーティストに対価を支払ったとしても、それだけでは権利の譲渡を意味しないことは著作権と同様です。

#### （5）実演家人格権

他のアーティストが実演家の場合、その実演家には実演家人格権があります。具体的には、氏名表示権（同90条の2）と同一性保持権（同90条の3）です。著作者人格権と異なり、実演家人格権としての公表権はありません。

なお、実演家人格権を譲渡できないことは著作者人格権と同様です（同101条の2）。トラブルを回避するためには、上記で記載のとおり、権利の帰属、利用の範囲、クレジット表記方法等に関して合意し、そのエビデンス（裏付証拠）を残しておくようにしましょう。

クリエイター等の活動基盤強化  
「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」  
の図案化事業

総合評価基準

令和6年11月29日  
文化庁 文化経済・国際課

本資料は、文化庁文化経済・国際課が調達するクリエイター等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

## 1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

## 2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

## 3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

## 4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
  - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
  - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

クリエイター等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の図案化事業に係る評価項目及び得点配分基準

\* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	<b>1 事業の内容及び実施方針【50点】</b>	<b>26</b>	<b>24</b>
●	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性 * 1-1-1 事業の趣旨及び目的に合致した提案がされているか。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕 * 1-1-2 図案化による訴求対象者（芸術家等）を的確に捉えられているか。	8 4 4	6 6 —
●	1-2 事業内容の妥当性、独創性 * 1-2-1 国の広報事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する。〕 * 1-2-2 訴求対象者（芸術家等）にわかりやすく、訴求しやすい内容とすることを提案しているか。〔これまでの実績や経験等の根拠に基づいた提案となっている場合、その内容に応じて加点する。〕	6 3 3	12 6 6
●	1-3 作業計画の妥当性、効率性 * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 * 1-3-2 事業の達成に向けた日程、作業手順等が効率的であるか。 * 1-3-3 実施規模が適正であり、事業目的が確実に達成できること。 * 1-3-4 事業の認知度を高めるための工夫がされていること。〔事業実施に際して、「広聴・意見交換」という視点が加味されていれば加点する。〕	3 3 3 3	6 — — 6
	<b>2 事業の効果【8点】</b>	<b>0</b>	<b>8</b>
	2-1 波及効果の有無 2-1-1 事業の波及効果が見込まれる内容（訴求対象者の意見を反映するなど）となつていれば加点する。 2-1-2 事業終了後も事業実施効果が見込まれる内容（成果物の活用方法に関する提案など）となつていれば加点する。	— —	8 4 4
	<b>3 業務従事予定者の経験・能力【32点】</b>	<b>10</b>	<b>22</b>
	3-1 実施体制の適格性 * 3-1-1 事業遂行可能な人員を確保していること 3-1-2 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	5 —	5 5
	3-2 業務従事予定者の本業務に関する知見・専門性の有無 * 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔専門性の高さに応じて加点する。〕	5	4
	3-3 実績の有無 3-3-1 過去に類似の事業（官公庁、民間企業等が公開するFAQや説明資料等の図案化等）を行つた実績があれば加点する。 3-3-2 中央省庁等（独立行政法人等の外郭団体を含む）における行政資料の広報媒体制作業務（図案化等を含む）を行つた実績があれば加点する。	0 — —	13 8 5
	<b>4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標【5点】</b>		<b>5</b>
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）であること。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5

	<b>5 賃上げを実施する企業に関する指標〔5点〕</b>		<b>5</b>
	<p><b>5-1 賃上げの表明</b></p> <p>以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）</p> <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知についてに基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>		5
	<b>合 計 〔100点〕</b>	<b>36</b>	<b>64</b>

※ 価格点：技術点=50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

## クリエイター等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法的問題について よくあるご質問」の図案化事業に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1 事業の内容及び実施方針			
* 1-1-1 事業の趣旨及び目的に合致した提案がされているか。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	6	4	3
* 1-2-1 国の広報事業として妥当な内容であること。〔内容に創意工夫があれば加点する。〕	6	4	3
* 1-2-2 訴求対象者（芸術家等）にわかりやすく、訴求しやすい内容とすることを提案しているか。〔これまでの実績や経験等の根拠に基づいた提案となっている場合、その内容に応じて加点する。〕	6	4	3
* 1-3-4 事業の認知度を高めるための工夫がされていること。〔事業実施に際して、「広聴・意見交換」という視点が加味されれば加点する。〕	6	4	3
2 事業の効果			
2-1-1 事業の波及効果が見込まれる内容（訴求対象者の意見を反映するなど）となつていれば加点する。	4	3	2
2-1-2 事業終了後も事業実施効果が見込まれる内容（成果物の活用方法に関する提案など）となつていれば加点する。	4	3	2
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-2 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	5	4	3
* 3-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。〔専門性の高さに応じて加点する。〕	4	3	2
* 3-3-1 過去に類似の事業（官公庁、民間企業等が公開するFAQや説明資料等の図案化等）を行つた実績があれば加点する。	8	6	4
3-3-2 中央省庁等（独立行政法人等国の外郭団体を含む）における行政資料の広報媒体制作業務（図案化等を含む）を行つた実績があれば加点する。	5	4	3
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
			2

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）</li> <li>・認定段階3</li> <li>・プラチナえるぼし認定企業</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）</li> <li>・トライくるみん認定</li> <li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））</li> <li>・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）</li> <li>・プラチナくるみん認定</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定</li> </ul> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	3 4 5 1
5 賃上げを実施する企業に関する指標		5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。]
5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5
5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5
※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知についてに基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		

(注) 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること